



平成 25 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸  
(コード番号：3773 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 立松 克己  
電 話 番 号 03-5958-1031  
U R L <http://www.advanced-media.co.jp>

### 有償ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

#### 1. 新株予約権の募集の目的および理由

当社は、第 1 次中期経営計画（平成 21 年 3 月期から平成 23 年 3 月期）および第 2 次中期経営計画（平成 24 年 3 月期から平成 26 年 3 月期）に基づき事業を推進しております。そのような中で、第 1 次および第 2 次中期経営計画を推進し一定の収益力向上を実現したものの、売上高および営業利益の規模は、当初想定していた規模に到達することができておりません。あわせて、平成 23 年 3 月期から平成 25 年 3 月期において営業利益の計上を行使の条件とする第 2 回新株予約権（平成 22 年 8 月 13 日開催取締役会で発行決議）を発行したものの、行使の条件を満たすことができず、同新株予約権は消滅いたしました。

これらの現状をふまえ当社は、さらなる売上高と営業利益の拡大を実現し企業価値増大を目指していくため、当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員の、一層の意欲および士気を向上させることを目的として、有償にて新株予約権を発行することを決定いたしました。なお、本新株予約権は、「2. 新株予約権の発行要領、

(7) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、その行使条件として、当社の平成 26 年 3 月期（第 17 期）から平成 29 年 3 月期（第 20 期）の各事業年度に係る連結損益計算書において営業利益にのれん償却額を加算した額が、一定の水準を一度でも超過することを定めており、被割当者の意欲および士気向上等による当社業績の向上という目的を明確にする内容となっております。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当て対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数（予定）

当社取締役	4 名	800 個
当社監査役	3 名	90 個
当社従業員	59 名	2,520 個
当社子会社取締役	1 名	1,500 個
当社子会社従業員	3 名	90 個
合計	70 名	5,000 個

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数



新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる当社普通株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることができる。

なお、かかる調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注) 当社は、平成25年9月30日を基準日として、1株につき100株の割合をもって株式の分割を行います。その場合、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株となります。

また、上記株式分割の効力発生日である平成25年10月1日をもって単元制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(3) 発行する新株予約権の総数

5,000個

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権1個あたりの発行価額は、1,915円とする。

なお本発行価額は、当社の株価情報東京証券取引所における前日終値136,300円/株、株価変動性88.30%、配当利回り0%、無リスク利子率0.399%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額136,300円/株、満期までの期間6.7年、業績条件、取得条件）に基づいて、第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成25年9月24日の東京証券取引所における普通取引の終値136,300円とする。

なお、当社が、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成26年7月1日から平成32年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、以下に定める条件を充足することを条件として、各権利行使条件に係る有価証券報告書が提出された日以降、それぞれ定められた割合の個数を上限として行使できるものとする。なお、行使可能な新株予約権の数に、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場

合は、下記「連結損益計算書」を「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

- i 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第17期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結損益計算書における営業利益の額にのれん償却額を合計した額が0円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、1%の割合の個数を上限として権利行使することができる。
  - ii 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）乃至第20期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の各事業年度に係る連結損益計算書における営業利益の額にのれん償却額を合計した額が、下記（i）及至（iii）に掲げる水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を上限として権利行使することができる。
    - （i）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が0円を超過した場合：行使可能割合5%
    - （ii）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が5億円を超過した場合：行使可能割合80%
    - （iii）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が10億円を超過した場合：行使可能割合100%
- ②新株予約権者は、当社または当社子会社を退任もしくは退職をした場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。なお、新株予約権者が当社または当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④1個の新株予約権の一部行使は認めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得の事由および取得条件

- ①新株予約権を割り当てる日から権利行使期間満了日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間の単純平均株価が一度でも権利行使価額の40%に相当する金額を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得するものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社株主総会の承認（株主総会による承認を行わない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとする。
- ③新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得するものとする。
- ④新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得するものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由および条件

上記（9）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12) 新株予約権を割り当てる日

平成25年10月11日（金）

(13) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成25年10月11日（金）

(15) 申込期日

平成25年10月1日（火）

以上